

## 中部地区幼児教育研究会 規約

### 第1条(名称)

本会は、中部地区幼児教育研究会と称する。

### 第2条(目的)

この規約は、中部地区の幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育関係者が中心となり、子どもたちにとってより良い幼児教育について研究する機会として開催する「中部地区幼児教育研究会」の企画、立案、運営、経理に関することを行う。

### 第3条(事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 研究大会の開催
- 二 その他の事業

### 第4条(所在地)

この委員会の事務局を名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1 名古屋市立大学人文社会学部 上田敏丈研究室に設置する。

### 第5条(委員会の構成員)

委員会は、以下に掲げる団体の代表により構成される。

名古屋市  
名古屋市教育委員会  
公立大学法人名古屋市立大学  
公益社団法人名古屋民間保育園連盟  
公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会  
中日新聞社  
NHK 名古屋放送局

### 第6条(役員)

委員会には次の役員をおくこととする。

代表 1名  
副代表 1名  
事務局長 1名

- 2 代表は、第5条の委員の中から互選で選定し、副代表は代表が指名する。
- 3 代表は、事務局長を兼ねることができる。

### 第7条(役員の任期)

前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第8条(代表および副代表の任務)

代表は会を代表し、運営する。

- 2 副代表は、代表に事故があった際、代表の職務を代理して行う。

### 第9条(会計監査)

委員会には、第5条に掲げる委員とは別に会計監査をおくこととする。

- 2 会計監査は、名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課長とする。

## 第10条(会の運営)

年1回以上、委員の過半数の集合による会議を開催し、第2条の目的を果たすために、研修会を実施するものとする。

## 第11条(会の運営経費)

会の運営は、前条の研修会における参加料を経費として行う。

- 2 前項の運営経費の管理及び参加料の收受のために、ゆうちょ銀行振替口座及び三菱UFJ銀行普通預金口座をもうけ、口座の名義人は第6条で定める事務局長とする。

## 第12条(庶務)

この会の庶務は、名古屋市立大学人文社会学部 上田敏丈研究室において所管する。

## 第13条(規約改正)

この規約は、委員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

この規約は、平成21年9月7日から適用する。

## 附則

この規約は、平成22年4月1日から適用する

## 附則

この規約は、平成22年7月14日から適用する。

## 附則

この規約は、平成23年8月10日から適用する。

## 附則

この規約は、平成24年8月31日から適用する。

## 附則

この規約は、平成25年4月1日から適用する。

## 附則

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

## 附則

この規約は、平成27年4月1日から適用する。

## 附則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

## 2019年度 中部地区幼児教育研究会運営委員

上田 敏丈	公立大学法人名古屋市立大学
宇都宮 美智子	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
松原 美栄子	子ども青少年局保育部
平手 咲子	名古屋市教育委員会事務局
曾我 昇司	株式会社中日新聞社
安達 生武	NHK 名古屋放送局

会計監査 倉橋 健治 名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課長